

福岡県公報

平成23年3月28日
第 3 2 3 5 号

目 次

告 示 (第563号 - 第566号)

都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) 1
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) 2
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) 2
救急病院の認定	(医療指導課) 2
雑 報		
通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 25トンである道路の指定	(高速道路対策室) 3
通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路の指定及び 通行方法	(高速道路対策室) 3

告 示

福岡県告示第563号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年9月福岡県告示第1596号小郡都市計画下水道事業小郡公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 施工者の名称
小郡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

小郡都市計画下水道事業小郡公共下水道

3 事業施行期間

昭和60年8月8日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成16年福岡県告示第1596号の事業地に、次の区域を加える。

小郡市津古字牟田、字大林、字西宮原及び字東宮原の各一部

小郡市三沢字上田町、字北立石、字松尾口、字古賀、字宮ノ前、字永田町、字東中隈、字水島、字馬渡、字下正原、字横井場、字花嶺、字六善寺、字神田島、字三十六、字原前、字迎山及び字水譚の各一部

小郡市力武字大牟田、字井尻及び字町口の各一部

小郡市横隈字野中及び字古川の各一部

小郡市大保字飛赤及び字下牟田の全部並びに字辻切、字堀田、字弓場、字深坪、字地蔵面、字山内、字横枕、字勿木及び字猿楽田の各一部

小郡市小郡字正尻の一部

小郡市大板井字ウトウ町、字寺ノ前、字外輪崎、字北嶋口、字井尻及び字屋敷の各一部

小郡市小坂井字屋敷の一部

小郡市稲吉字若宮の一部

小郡市大崎字西牟田、字大牟田、字宮ノ上、字宮ノ下、字東、字小園、字柿添、字後原、字東柿添、字中屋敷、字中ノ前及び字中島の各一部

小郡市寺福童字橋ヶ元、字野添、字車町、字七斗前及び字大門口の各一部

小郡市福童字江削、字町、字西内畑、字東内畑、字波須和、字内畑、字前田、字村下、字下牟田及び字草萩の各一部

小郡市二森字北田及び字道添の各一部

小郡市八坂字司家、字西光寺、字中村、字拝殿免、字善念坊、字徳田及び字未安の各一部

小郡市上西鯉坂字老末及び字馬渡の各一部

小郡市下岩田字古野、字城内及び字山長浦の各一部

小郡市松崎字城山、字古原、字野屋敷、字西裏、字寺ノ後及び字福泉塚の各一部
 小郡市井上字池尻及び字石原の各一部
 小郡市上岩田字東前牟田の一部

(2) 使用の部分
 変更なし

福岡県告示第564号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成15年10月福岡県告示第1905号甘木都市計画下水道事業甘木公共下水道〔朝倉市施工〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 施工者の名称

朝倉市

2 都市計画事業の種類及び名称

甘木都市計画下水道事業甘木公共下水道

3 事業施行期間

平成7年12月15日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成15年福岡県告示第1905号の事業地に、次の区域を加える。

朝倉市持丸字琵琶籠、字白髭、字山渡の一部、堤字上原、字カマグマ、字山門、字十三塚、字中原、字下原の一部、頓田字後、字立野、字高見、字下原、字大添の一部、屋永字下古賀の一部、持丸字長田町の一部、一木字新替、字原口、字野添の一部、堤字金剛寺、字小林、字六反田、字門田の一部、頓田字柿添の一部、来春字番匠田、字前田、字白鳥の一部、屋永字西原の一部、甘木字山渡り、字後町口の一部、菩提時字芦塚の一部

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第565号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年2月福岡県告示第324号大刀洗都市計画下水道事業大刀洗公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 施工者の名称

大刀洗町

2 都市計画事業の種類及び名称

大刀洗都市計画下水道事業大刀洗公共下水道

3 事業施行期間

平成14年12月18日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第566号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年3月28日

福岡県知事 麻生 渡

病院の名称	所在地	有効期間
甘木中央病院	朝倉市甘木667	平成23年3月16日から

医療法人かつき会香月病院 朝倉市下浦715 平成26年3月15日まで

雑 報

福岡北九州高速道路公社公告第9号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成23年3月28日

福岡北九州高速道路公社
理事長 渡 口 潔

記

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路 線 名	区 間
福岡高速5号線	福岡市早良区野芥一丁目896番7地先から 福岡市西区福重二丁目463番1地先まで

2 指定する期日 平成23年4月1日

福岡北九州高速道路公社公告第10号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、車両制限令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定めるので公告します。

平成23年3月28日

福岡北九州高速道路公社
理事長 渡 口 潔

記

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路 線 名	区 間
福岡高速3号線	福岡市博多区東光二丁目32番地先から 福岡市博多区豊二丁目150番1地先まで
福岡高速5号線	福岡市南区向新町一丁目572番地先から 福岡市西区福重二丁目463番1地先まで

2 指定する期日 平成23年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出するためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の情報は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。